

インド最高裁判所による手続期間の延長の指令 およびその終了について

発行者

株式会社サンガムIP

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-17

アイオス永田町 319

www.sangamip.jp

免責事項

本ニュースレターは、インドの知的財産に関する情報を届けることを目的としており、個別の法律問題について回答やアドバイスするものではありません。仮に本ニュースレターに記載されている内容そのものまたはその誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても筆者または筆者が属する会社や事務者は一切責任を負いません。

インド最高裁判所による手続期間の延長の指令および その終了について

ババット・ヴィニット¹

1) インド最高裁判所による手続期間の延長の指令およびその中止

インド最高裁判所が、2020年3月23日に、「2020年3月15日から、行政、司法などのすべての期限を当裁判所から指令があるまで延期する」との内容の指令を発行しました。

インド政府は、コロナの感染拡大を抑止する目的で、インド全土で2020年3月25日から21日間の最初のロックダウン（外出禁止措置）を発令しました²。その後、インド政府は、ロックダウンを数回延長しました^{3,4}。ロックダウンの影響で電車、バスなどの交通機関がストップし、郵便局、特許庁、裁判所などで業務を行うことが不可能になりました。インド最高裁判所はこの異常事態を認識して、2020年3月23日付の指令を発行しました。

そして、インド最高裁判所が、2021年3月8日に、「2020年3月23日付の指令を2021年3月15日付で終了する」との内容の指令を発行しました。

すなわち、2020年3月15日～2021年3月14日（以下、恩赦期間）は、所定の手続きを行うための期間（以下、手続期間）が延長された状態になります。

2) 恩赦期間の扱いについて

インド最高裁判所は、恩赦期間の扱いについて次のように規定しました。

A) 恩赦期間をいかなる期間の計算から除外する。

すなわち、手続期間を計算する際に恩赦期間をカウントしない、除く、という意味です。

B) 手続期間が恩赦期間内に終了する場合、2021年3月15日（以下、恩赦期間終了日の次の日）から90日または実際に残っている日数（恩赦期間に該当する期間を除いた後の日数）のいずれか長い方を用いて手続期間を計算する。

すなわち、2020年3月14日（以下、恩赦期間開始日の前日）までに期間Yが経過しており、手続期間の終了までに期間Zが残っている場合（手続期間＝期間Y＋期間Z）、恩赦期間終了日の次の日に期間Zを加算して得られた期間が新たな手続期間になります。なお、期間Zの日数が90日より短い場合

¹ 株式会社サンガム IP、東京・日本、インド国登録特許弁理士

² https://d9ed3f83-b130-4b57-bf78-e209ed422e65.filesusr.com/ugd/7c4953_1cedf3cb2bcd4cdfa324f84da0474b6e.pdf

³ https://d9ed3f83-b130-4b57-bf78-e209ed422e65.filesusr.com/ugd/7c4953_d21ba2ac2f8143fa82a0503181ed4293.pdf

⁴ https://d9ed3f83-b130-4b57-bf78-e209ed422e65.filesusr.com/ugd/7c4953_fc56487c54e4497bb8172ddfbbeab7ee.pdf

には、恩赦期間終了日の次の日に90日を加算して得られた期間が新たな手続期間になります。

例えば、手続期間が6か月で、恩赦期間開始日の前日までに2か月（上記期間Y）が経過しており、残りが4か月（上記期間Z）である例では、恩赦期間終了日の次の日に4か月を加算して得られた期間が新たな手続期間になります。

例えば、手続期間が6か月で、恩赦期間開始日の前日までに5か月（上記期間Y）が経過しており、残りが1か月（上記期間Z）である例では、恩赦期間終了日の次の日に90日を加算して得られた期間が新たな手続期間になります。

C) 手続期間が恩赦期間内に開始する場合、新たな手続期間の開始日は恩赦期間終了日の次の日にする。

例えば、手続期間が6か月で、2021年1月1日に開始する例では、新たな手続期間は6か月でその開始日は恩赦期間終了日の次の日になります。

D) 手続期間が恩赦期間内に収まる場合、新たな手続期間の開始日は恩赦期間終了日の次の日となる。

例えば、手続期間が6か月で、2020年8月1日に開始し、2021年2月1日に終了する例では、新たな手続期間は6か月でその開始日は恩赦期間終了日の次の日になります。

なお、個別案件の実際の期限日につきましては、その案件の現地代理人に確認することを勧めします。

3) 手続期限を徒過した場合の対応

ロックダウンの影響により、特許法や特許規則に基づく期限を徒過した場合に、手続きを行う際に、「ロックダウンの影響により、期限内に手続きを行うことができませんでした」という内容の嘆願書（Petition）およびFORM 30を提出するようになっていました。

なお、顧客（海外の代理人や出願人）から期限内に手続きに関する指示を受けたにも関わらず、「インド知的財産庁では手続きができないため、期間延長の手続きを行います」と顧客に連絡し、期間延長の手続きにかかる費用（庁費用および代理人費用）を顧客に請求するインドの特許・法律事務所があるとの情報を当社のバパットが入手しています。このような場合には、顧客に非はありませんので、この費用はインドの特許・法律事務所が負担すべきと考えます。

4) 新たにロックダウンが発令された場合

インド最高裁判所は、上記のように、期限の延長を終了する内容の指令を2021年3月8日に発行しましたが、インド政府は2021年3月15日からインドのいくつかの地域に新たにロックダウンを発令しました⁵。

⁵ <https://www.indiatoday.in/information/story/lockdown-in-india-2021-list-of-cities-under-lockdown-and-night-curfew-1779921-2021-03-16>

新たにロックダウンが発令された地域に住所を有する出願人または現地代理人は特許規則 6(6)⁶のもとで、特許にかかる手続の遅延を解消することができます。

⁶ https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo_kisoku.pdf